

昭和45年商業統計調査



指定統計
第23号

商業調査票甲

(法人商店および常時雇用従業者を使用している個人商店用)

票番	産業分類	符号
※	◎	※

市区町村番号	調査区番号	整理番号
○	○	○

3. 2. 1. この調査は、統計法(昭和二十二年法律第十八号)に基づき指定統計調査で、すべての商店は申告の義務があります。申告の義務が生ずるような目的に使用されることは絶対ではありません。また、調査の事務に従事する者が調査の内容を他に明らかにすることは法律により厳しく禁じられています。申告者(調査員経由)→市区町村→都道府県→通商産業省

1. 商店名および商店所在地 (電話 局 番)

都道 市区 区 号
府県 区 町 村 番地

2. 経営組織および資本金額または出資金額

1. 会社 2. 生活協同組合 3. 農業協同組合
4. その他の組合 5. その他の法人
6. 個人(法人格のない組合を含む)

(1) 該当する経営組織の番号を○でかこんでください。
(2) 会社(経営組織1)の本署に限って資本金額または出資金額を記入してください。

3. 商店の本支店別

1. 支店のない商店 3. 支店(本店は商業)
2. 支店のある本店 4. 支店(本店は鉱工業)
5. 支店(本店は3, 4以外の産業)

(1) 該当する番号を○でかこんでください。
(2) 支店の場合は本店の所在地を記入してください。

本店の所在地 都道 市区 区 (電話 局 番)
府県 区 町 村 番地

4. 商店の開設年

1. 昭和19年以前
2. 昭和 年 月

(1) 該当する番号を○でかこんでください。
(2) 昭和20年以降に開設した商店は実際の開設年を記入してください。
(3) 昭和25年以降に開設した商店は開設した月まで記入してください。

5. 売場面積

(1) 卸売を主とする商店は記入しないでください。
(2) 坪を平方メートルに換算する場合は3.3を掛け、端数は四捨五入してください。

6. 従業者数 (昭和45年6月1日現在)

区分	男		女		計
	人	人	人	人	
個人事業主、家族従業員または有給役員					
口常時雇用従業者					
イ、ロの合計					

7. 年間商品仕入額の仕入先別割合

業者別	業 業 業 業 業					計
	1. 自己製	2. 商業内業者	3. 生産業者	4. 卸売業者	5. 国外	
都道府県別	%	%	%	%	%	100%
都道府県別	%	%	%	%	%	100%
都道府県別	※	※	※	※	※	※

備考

本票について照会を受けた場合回答できる人の氏名 申告者の記名および押印

8. 年間商品販売額

(昭和44年6月1日から昭和45年5月31日までの1か年間)

商品名は商品分類表(昭和45年商業統計調査申告用)によって「○(卸売)」「◎(小売)」のように記入してください。

分類番号	商 品 名									
	千	百	十	千	百	十	千	百	十	千
合 計										

9. 修理料、サービス料、仲立手数料の収入額 (昭和44年6月1日から昭和45年5月31日までの1か年間)

業 務 内 容	十	百	千	百	十	千

10. 商品手持額 (昭和45年6月1日現在)

	百	十	百	十	千	百	十	千

11. 年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合

業者別	業 業 業 業 業					卸売合計
	1. 商業内業者	2. 卸売業者	3. 小売業者	4. 業 業 業	5. 国 外	
都道府県別	%	%	%	%	%	100%
都道府県別	%	%	%	%	%	100%
都道府県別	※	※	※	※	※	※

12. 年間商品販売額の販売方法別割合

業 者 別	信 用 販 売				合 計
	1. 現金販売	2. チケット販売	3. 割賦販売	4. 掛 売 他	
都道府県別	%	%	%	%	100%
都道府県別	%	%	%	%	100%
都道府県別	※	※	※	※	※

13. セルフサービス方式の採用の有無

該当する番号を○でかこんでください

1. 採用していない 2. 採用している

2. 売場面積の50%未満 3. 売場面積の50%以上

14. 営業経費 (昭和44年6月1日から昭和45年5月31日までの1か年間)

給 与	給 与									
	百	十	百	十	千	百	十	千	百	十
給 与										

15. 企業の店舗数等

イ. 卸売、小売の区分 該当する番号を○でかこんでください。
ロ. 店舗数(本店を含む)
ハ. 従業者総数(個人事業主、家族従業員または有給役員を含む)

1. 卸 売 2. 小 売

二. 年間商品販売総額

ホ. 営業経費総額

3. 2. 1. 調査事項1欄から14欄まではこの事業所(店舗)だけについて、記入してください。なお、「支店のある本店」に限って15欄に企業全体の事項を記入してください。○欄は市区町村で記入してください。◎欄は都道府県で記入してください。※欄は記入しないでください。

記入注意

一般事項

- 1 調査票には、青インクまたは黒インクを用いて、明りように記入してください。
- 2 調査票に記入する数字は、すべて1, 2, 3などのように算用数字を使用して単位未満は四捨五入してください。ただし、割合を記入する場合、個々の割合について四捨五入し割合の合計が100%にならないときは、最も大きな割合を占めるものによって調整してください。
- 3 調査事項の欄ごとに、その欄全部について、該当がないときには、空欄としないうえ左上から右下に斜線を引いてください。しかし調査事項の一部に該当があって、他は余白となる場合は「0」と記入しないで空白のままにしておいてください。
- 4 調査の期日（昭和45年6月1日）に休業している商店もこの調査票を提出してください。

調査事項

- 1 商店名および商店所在地
 - (1) 法人組織の商店は略称でなく、正規の名称を記入してください。
 - (2) 個人商店は原則として商号、屋号を記入してください。それがない場合には事業主の氏名を記入してください。
 - (3) 一定の区画または建物内にあるときは、「〇〇市場内」、「〇〇ビル2階」のように付記してください。
- 4 商店の開設年
 - (1) 商店の開設年とは、この店が現在の場所で現在の事業を始めた年をいいます。
 - (2) 支店等の場合は、本店の開設年でなく、その支店が開設された年を記入してください。
- 5 売場面積
 - (1) この店が商品を販売するために使用している売場の床面積延数を記入してください。
 - (2) 売場面積には、ショーウィンド、客用の接待場所、階段、通路、および洗面所を含め、事務室、倉庫、自動車の屋外展示場を除いてください。
 - (3) 自己製の商品を販売している小売業者の場合は、商品を製造するための作業所および薬局の調剤室の面積は含めません。
 - (4) ガソリンステーションについては、便宜給油などのために使用する敷地を含めます。
- 6 従業者数
 - (1) 従業者とは、昭和45年6月1日（または、これに最も近い給与締切日）現在で、主としてこの店の業務に従事している者をいいます。なお、便宜他の事業所から派遣されてきている者を除き、他へ派遣している者を含めます。また、長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかったものは在籍者であっても含めません。
 - (2) 「家族従業者」とは、事業主の家族であって、給与を受けないで主としてその店の業務に従事している者をいいます。
 - (3) 「有給役員」とは、会社では社長、副社長、専務取締役、常務取締役、監査役、また、団体では理事長、専務理事、常務理事、監事であって、主としてこの店の業務に従事している者をいいます。ただし、会社の取締役、団体の理事は便宜「常時雇用従業者」に含めます。

- (4) 「常時雇用従業者」とは、一定の期間を定めないで、または1か月をこえる期間を定めて雇用している者をいいます。個人事業主の家族であって給与を支払われている者もここには入ります。また、日または1か月以内の期間を限って雇用した者でも4月、5月にそれぞれ18日以上雇用し、または昭和44年12月から45年5月までの6か月間において通算して60日以上雇用した者はここに含めます。

7 年間商品仕入額の仕入先別割合

- (1) 「自己製」とは、商店がその場所で製造した製品をいいます。
- (2) 「企業内事業所間取引」とは、自企業の他の場所にある工場で製造した製品または商品の本文工場間、支店相互間の取引をいいます。
- (3) 生産業者直営の支店、営業所等から仕入れた場合は「生産業者」としないうえ「卸売業者、その他」とします。
- (4) 「国外」欄には、自分の名で通関手続を取って商品を仕入れた場合に限って記入してください。
- (5) 中古品、くず物等を購入した場合は、「卸売業者、その他」の欄に記入してください。
- (6) 「都道府県別」欄には、「国外」を除いた割合を都道府県別に割合の大きなものから順に記入し、6都道府県以上におたるときは4都道府県まで記入し、残りは最後の欄にその他として一括記入します。なお、「自己製」は自県に含めます。

8 年間商品販売額

- (1) 分類番号および商品名
 - イ 商品名は、別紙の商品分類表に記載された太字の名称によって、卸売したときは卸売部門の商品名を、また小売したときは小売部門の商品名を、分類番号とともに記入し、卸売、小売の区分を明記してください。
 - ロ 取扱商品（商品分類表による商品区分）が2つ以上ある場合は過去1か年間の販売額の多いものから順に記入してください。なお、販売額が少くない商品については総額の1割をこえない限度で一括して便宜その他という名称で最後の欄に記入してもさしつかえありません。
 - ハ この分類表のどこに入るかわからないときは、その具体的な商品名（商標名でなく一般的な名称）と卸売か小売かの区別を書いてください。

(2) 年間商品販売額

- A 商品販売額は、つぎの事実があったとき、その代金の全額に限ります。
 - イ 販売の目的で商品を引き渡したとき、または商品の代金全額を受け取ったとき。
 - ロ 割賦販売の場合は、商品を引き渡したとき。
 - ハ 他に販売を委託した場合は、受託者より販売済みの通知があったとき、または受託者よりその代金を受け取ったとき。
 - ニ 試用販売の場合は、購入の申出があり契約が成立したとき、または代金の入金するとき。
 - ホ 商品券を販売した場合は、商品販売額に計上しないで、その商品券によって商品を引き渡したとき。
 - ヘ 船荷証券、貨物引換証および倉荷証券による販売の場合は、証券を譲渡したとき。
- B つぎの金額は商品販売額に含めます。
 - イ 他から商品販売の委託を受けている場合は、その受託品の販売額。
 - ロ 企業内事業所間取引により商品の振替をおこなった場合の振替仕切額。

- ハ 商店で自己製品の卸売（製造卸）を兼ねている場合の自己製品の卸売販売額。
- ニ 家計用に自家消費した商品の代金。

9 修理料、サービス料、仲立手数料の収入額

- (1) 販売商品に関連した修理、その他のサービスを行なっている場合、または商品売買の仲立を行なっている場合は、その手数料収入額を記入してください。
- (2) 「業務内容」欄には、たとえば「時計修理」、「現像、焼付」、「電気工事」、「半導体立」などのように具体的に記入してください。

10 商品手持額

商品手持額には調査日（昭和45年6月1日現在）で、この店が販売の目的で保有しているすべての手持商品（製造小売の原材料、半製品を含む。）の総額を記入してください。調査日現在によるのが困難な場合は、もよりの決算日現在によってもさしつかえありません。

- 商品手持額はつぎのようにして記入します。
- (1) 商品手持額の評価は原則として仕入原価によります。ただし、それが困難な場合は仕入れ時価によってもさしつかえありません。
 - (2) 営業倉庫または他の場所にある自家用倉庫、置場等に保管している商品も含めます。
 - (3) 買入れ商品が調査日現在において輸送中であつたり、また売手の手元にある場合でも商品手持額に含めます。
 - (4) 他から販売を委託されている商品（受託品）は、この店の商品手持額に含め、他へ販売を委託している商品（委託品）は、この店の商品手持額に含めません。受託品の評価は販売価格から手数料を差引いた価格によります。
 - (5) 試用販売のため、一般家庭等へ保管を依頼した商品は商品手持額に含めません。

11 年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合

- (1) この欄には、年間商品販売額のうち卸売金額について、その販売先別割合を記入してください。
- (2) 「企業内事業所間取引」とは、同一企業に属する本支店間または、支店相互間の取引をいいます。
- (3) 他の商店に、商店の業務に必要な設備等（事務用機械、陳列だななど）を卸売した場合は「産業用使用者」欄に記入してください。
- (4) 会社、官庁などの中にある直営の売店に卸売した場合は、「小売業者」欄に記入してください。
- (5) 「国外」欄には、自己の名で通関手続を取って輸出した場合に限って記入してください。したがって、輸出向の商品を輸出商あるいは国内の外人商社に卸売したものは含めません。
- (6) 「都道府県別」欄には、「国外」を除いた割合を都道府県別に割合の大きなものから順に記入し、6都道府県以上におたるときは4都道府県まで記入し、残りは最後の欄に「その他」として一括記入してください。なお現金販売で販売先の不明なものは自県に含めます。

12 年間商品販売額の販売方法別割合

- (1) 「チケット販売」とは、チケット発行機関（信販会社、専門店、商店会、協同組合等）が発行する証券（チケット、カード、クーポン等）によって商品を販売する方法をいいます。ただし、金融機関（銀行、金庫等）が発行する「クレジットカード」、「パーソナルチェック」で商品を販売する場合は「掛売、その他」となります。
- (2) 「割賦販売」とは、購入者から代金を2か月以上の期間にわたり、かつ3回以上に分割して受領することを条件として商

品を販売することをいいます。ただし、購入者が販売業者の保証を得て金融機関から融資を受け、代金を一括販売業者に支払い、金融機関に対して分別返済する「ローン販売」は「掛売、その他」になります。

(3) 「掛売、その他」とは、「チケット販売」「割賦販売」以外の信用販売をいいます。そのおもなものは、掛売（商品の引渡しの際に代金の全部または1部を後日支払いとするもの）手形、「ローン販売」および金融機関発行の「クレジット販売」等が含まれます。

注：①新聞の月決め購読料金は月の途中で支払いすることがあつても掛売とします。

②有価証券（手形を除く）、商品等を物々交換、商品の自家消費は、便宜「現金販売」に含めます。

13 セルフサービス方式の採用の有無

セルフサービス方式とは、いわゆるスーパー店がおこなっているような（イ）あらかじめ包装され、値段がつけられている商品を（ロ）店に備えつけられたバスケットなどにより客が自分でとりつづめ（ハ）売場などの出口に設けた勘定場で一括して代金の支払いをおこなう販売方式をいいます。

14 営業経費

- (1) 「営業経費」とは、商品仕入額を除いたいっさいの営業上の経費をいいます。
- (2) 所得税、法人税、相続税、都道府県民税、市町村民税等は経費としませんが、事業用の土地、家屋にかかる固定資産税、自動車税、事業税、関税、物品税等は経費とします。
- (3) 「給与額」とは、会社・団体の有給役員、常時雇用従業者、臨時日雇の従業者等、その商店の従業者に対して支払ったか、または、支払われなければならない金額をいいます。なお、お礼物給与は含めません。
- (4) 「その他の営業経費」とは、商品仕入額および給与額を除くいっさいの営業上の経費をいいます。製造間接、製造小売業の場合の原材料購入費、委託加工費は経費に含めません。

15 企業の店舗数等

この欄は「3商店の本支店別」で「2支店のある本店」に○印をつけた商店のみ記入してください。

(イ) 「卸売、小売の区分」欄には、企業全体の商品販売額のうち卸売と小売のいずれが多いかによって該当する番号を○でかこみます。

(ロ) 「店舗数（本店を含む）」欄には、この店の本店を含めた企業全体の店舗数を記入してください。

(ハ) 「従業者総数」（個人事業主、家族従業者または有給役員を含む。）欄には、この店の企業全体（商業以外の事業所の従業者も含む。）の従業者数を記入してください。

(ニ) 「年間商品販売総額」欄には、昭和44年6月1日から45年5月31日までの商品販売額を記入してください。この場合の販売額は企業内事業所間取引額を除き、企業外への商品販売額だけを記入してください。なお、受託販売の場合は受託品販売額を含めてください。

(ホ) 「営業経費総額」欄には、この店の企業全体の商品仕入額を除いた、いっさいの営業上の経費を記入してください。

備考欄

- (1) 現在休業中の商店は、その旨および休業期間を記入してください。
- (2) その他この調査票の記載事項について、特記すべき事項があれば記入してください。